

令和 7 年 度
(令和6年度実績)

業 務 の 概 要



鳥取県福祉相談センター

鳥取県中央児童相談所

鳥取県女性相談支援センター

鳥取県東部知的障害者更生相談所

目 次

I	福祉相談センターの概要	1
1	概要	1
2	組織と業務	2
3	管轄地域	3
4	敷地、建物等の概要	3
II	中央児童相談所の概要	5
1	業務の概要	5
2	相談の種類及び内容	6
3	指導、措置の種類及び内容	7
4	相談業務の状況	8
5	各相談の状況	11
6	判定業務の状況	16
7	一時保護業務の状況	17
8	各種事業の状況	18
9	県内児童福祉施設等入退所状況	22
10	県内児童福祉施設等一覧	23
III	女性相談支援センター（旧婦人相談所）の概要	24
1	業務の概要	24
2	女性相談支援員の設置状況	25
3	相談業務の状況	26
4	一時保護の状況	28
5	配偶者暴力相談支援センターにおける業務実績	29
6	主催事業実施状況	30
IV	東部知的障害者更生相談所の概要	32
	福祉相談センター利用のご案内	33
	福祉相談センター案内図	35

I 福祉相談センターの概要

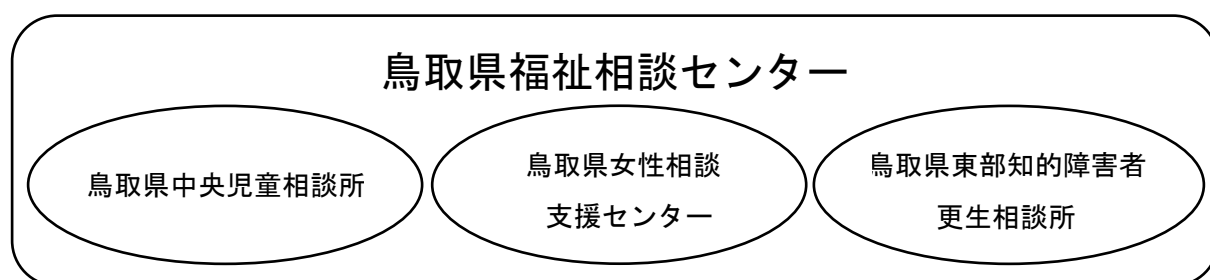
1 概要

当センターは、法律上必置の中央児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の4福祉相談機関を統合した機関として平成3年10月に開所しました。

平成15年4月の機構改革により、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は県東部、中部、西部の福祉保健局にそれぞれ分散設置され、当センターは、中央児童相談所と婦人相談所を統合した機関として再スタートしました。平成30年4月には鳥取市の中核市移行に伴い、東部知的障害者更生相談所が当センターに併設されました。令和6年4月には婦人相談所が「女性相談支援センター」に名称を変更しました。

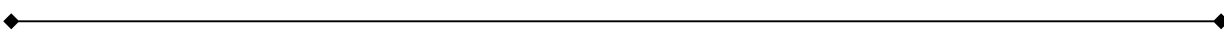
当庁舎内には県立精神保健福祉センターが併設されており、さらに、近辺には県立中央病院を中心に、鳥取看護専門学校、鳥取養護学校、鳥取療育園、看護研修センター、赤十字血液センター等があり、鳥取県の保健・福祉・医療の中核となるゾーンが形成されています。

当センターは、これら関係機関との連携のもとに「効率的なサービスの提供とサービスの質的な向上」に努めています。



沿革

- 平成3年10月 中央児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を統合した機関として開所
- 平成14年4月 婦人相談所に、配偶者暴力相談支援センターの機能を付与
- 平成15年4月 機構改革により、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所が各福祉保健局に移管
- 平成17年4月 相談課を児童相談課及び女性相談課に分離
- 平成30年4月 東部知的障害者更生相談所を併設
- 令和6年4月 婦人相談所を女性相談支援センターに名称を変更



所在地 〒680-0901 鳥取市江津318-1

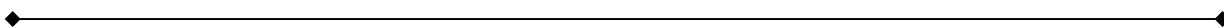
電話 0857-23-1031（代表）

- ・総務課 0857-23-6214
- ・児童相談課 0857-23-6080
- ・女性相談課 0857-23-6215
- ・判定課 0857-23-6216
- ・一時保護課 0857-23-6217
- ・東部知的障害者更生相談所 0857-23-6218

ファクシミリ 0857-21-3025

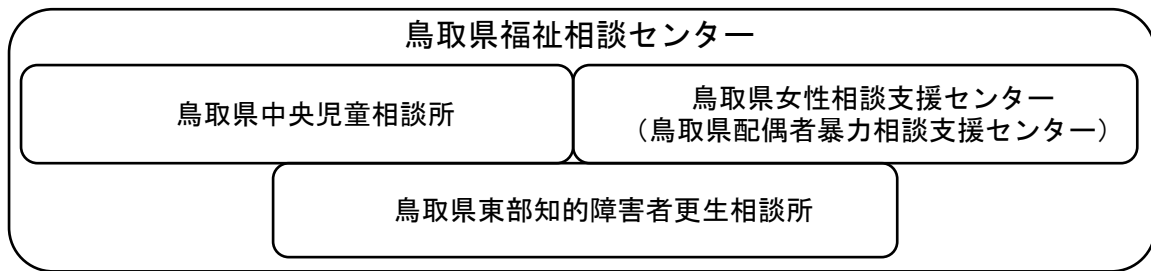
メールアドレス fukushisodan@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisoudan/>



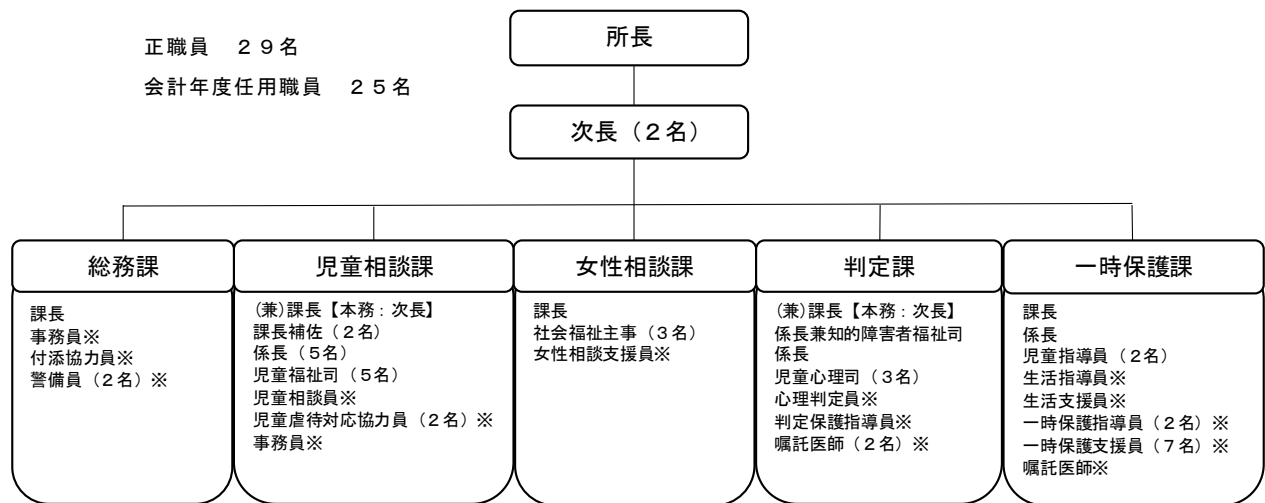
2 組織と業務

(1) 機 構



(2) 組織図（令和7年4月1日現在）

育休等休業中の職員および家庭支援課駐在職員を除く。



※は会計年度任用職員、特別非常勤職員

(3) 各課の業務

総 務 課

- ・総務事務、庁舎管理、センターの総合企画・調整、公用車の運行・管理

児 童 相 談 課

- ・児童に係る相談、社会調査、措置・指導

女 性 相 談 課

- ・困難な問題を抱える女性やDV被害者等に係る相談、情報提供、保護、援助

判 定 課

- ・児童に係る心理判定
- ・心理治療等児童への治療指導、軽度の情緒障がい児治療
- ・知的障がい者に係る相談及び判定

一 時 保 護 課

- ・児童の緊急一時保護、行動観察、生活指導
- ・暴力被害等女性の一時保護

3 管轄地域

機関名	管轄地域	管轄地域の概要
鳥取県中央児童相談所	鳥取県東部 (鳥取市、岩美郡、八頭郡)	面積 1,518.21 k㎡ 人口 224,492 人 世帯数 89,863 世帯 児童数(18歳未満) 33,890 人
鳥取県女性相談支援センター	鳥取県全域	面積 3,507.14 k㎡ 人口 553,407 人 (男性 264,432 人 女性 288,975 人) 世帯数 219,742 世帯
鳥取県東部知的障害者更生相談所	鳥取県東部 (鳥取市、岩美郡、八頭郡)	面積 1,518.21 k㎡ 人口 224,492 人 世帯数 89,863 世帯 人口(18歳以上) 190,602 人

資料：令和5年全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）

令和2年国勢調査（総務省統計局）

4 敷地、建物等の概要

(1) 構造等

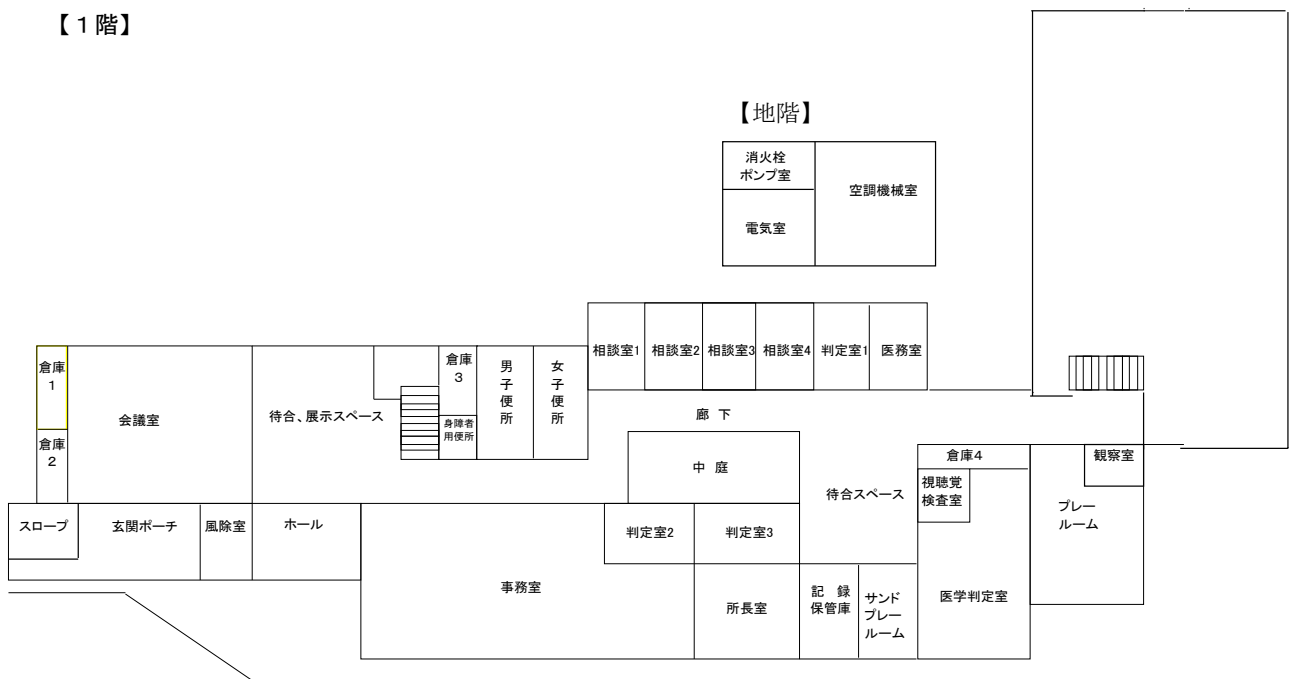
延敷地面積 6,851.66 ㎡（福祉相談センター及び県立精神保健福祉センター）

建物延面積 2,689.06 ㎡（同上）

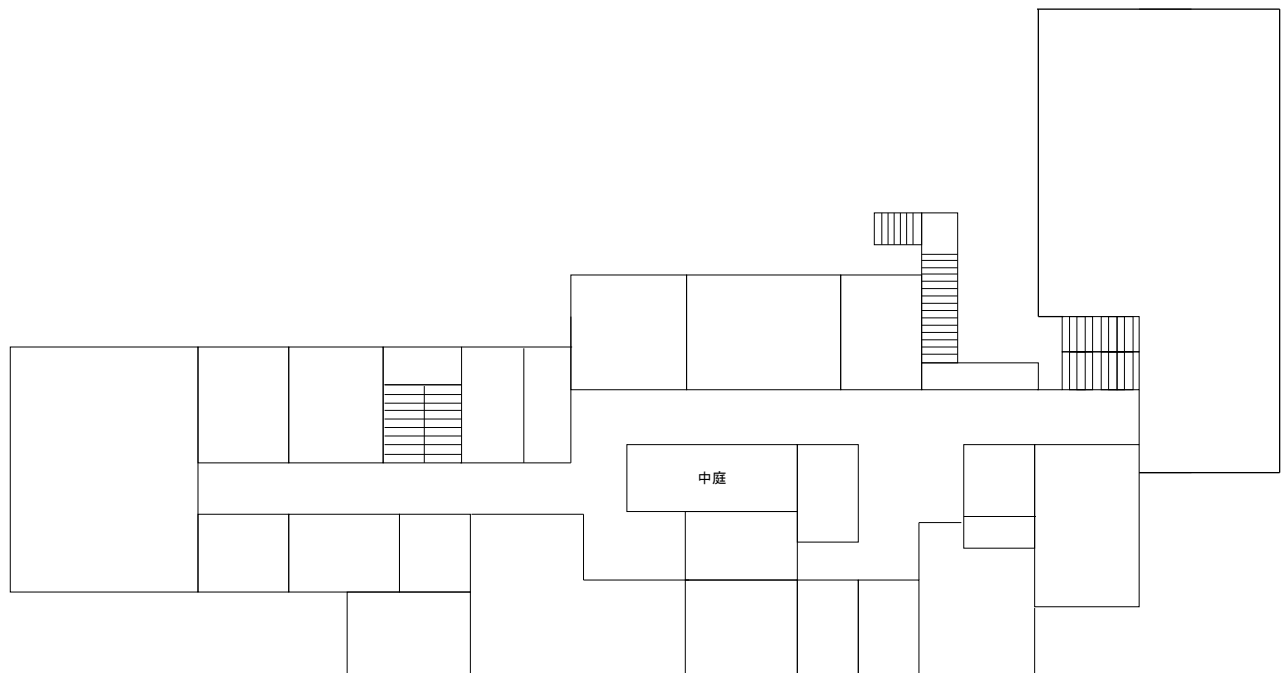
区分	用途	延面積
本館 (鉄筋2階建)	福祉相談センター	事務棟(1階) 所長室、事務室、相談室、判定室、 医務室、会議室、空調機械室、 電気室など
	一時保護棟	998.88 ㎡
	小 計	545.88 ㎡
	県立精神保健福祉センター	事務棟(2階) 所長室、事務室、相談室、 集団療法室、心理検査室、 実習室、体育室など
	合 計	1,544.76 ㎡
別棟 (鉄筋平屋建)	福祉相談センター分	車庫 自転車置場 ハートフル駐車場
	小 計	80.00 ㎡
	県立精神保健福祉センター分	車庫 自転車置場 ハートフル駐車場
	小 計	12.89 ㎡
	合 計	23.31 ㎡
	合 計	116.20 ㎡
	合 計	32.50 ㎡
総 計		2,689.06 ㎡

(2) 福祉相談センター平面図

【1階】



【2階】



〔参考〕 同じ庁舎内の「県立精神保健福祉センター」について

県民の精神的健康の保持、増進を図ることを目的として、精神保健に関する諸問題に対応するとともに、精神障がい者の社会復帰を促進するための訓練、指導を行う中核機関です。

Ⅱ 中央児童相談所の概要

児童相談所は、児童福祉の中核的専門機関として児童福祉法第12条の規定に基づき、18歳未満の児童を対象として、児童に関する相談に応じており、その内容により、調査、心理診断、医学診断等を行っています。

なお、こうした相談のほかに、施設入所、里親委託などいわゆる措置の機能とさらに必要に応じて児童を一時保護する機能を持っています。また、市町村への技術的支援を行っています。

※鳥取県内には中央・倉吉・米子の各児童相談所があり、中央児童相談所は、各所の調整や相談援助活動を円滑に行うため、県内の各児童相談所の実績について把握、連絡及び情報提供並びに措置の調整等を行っています。

1 業務の概要

相 談

児童に関する各般の問題について、家庭、その他からの相談に応じること

調査・診断・判定

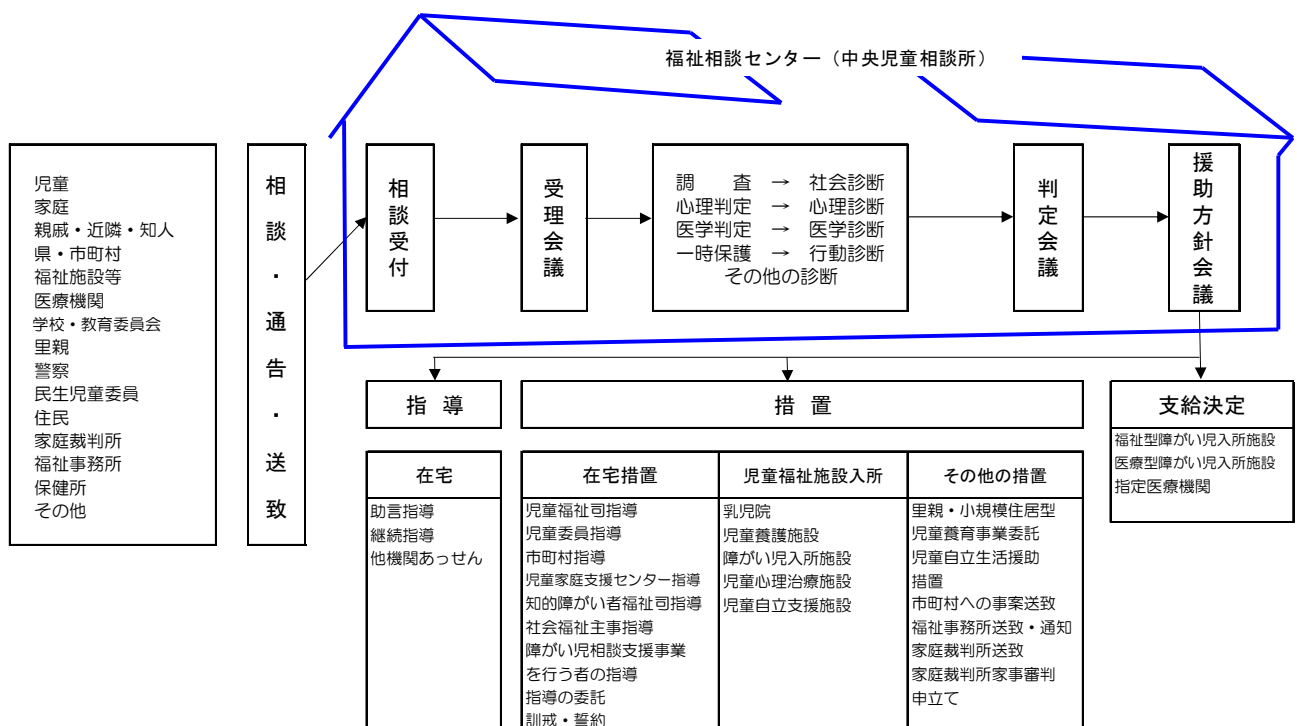
児童及びその家庭について、必要な調査及び医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行い、その改善について指導を行うこと

指 導 ・ 措 置

児童やその家族に必要な指導を行い、必要に応じて児童を児童福祉施設等に入所させ、または里親等に委託して、その福祉を図ること

一 時 保 護

児童の一時保護が必要と認められる場合に、一時保護を行うこと



児童相談所では受け付けた相談に対して、よりよい指導を行うための会議を開き、相談にかかる職員がそれぞれの資料を基に検討をします。

受理会議……………児童の問題について相談を受け付けると、調査や診断の方針や一時保護の要否を検討するなど、相談についてどのように対応するかを話し合います。

判定会議……………社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に検討し、援助方針案（具体的な援助の目的、方法など）を作成します。

援助方針会議……判定会議の結果に基づき、児童をめぐる問題点を解決するのに最も好ましいと考えられる援助方針を児童・保護者の意向を尊重し、決定します。

2 相談の種類及び内容

相談の種類	内容	統計分類
養護相談	児童虐待相談並びに保護者の病気、死亡、家出、離婚等により家庭で養育が困難になった児童や遺棄、迷子等の相談	児童虐待相談 その他の相談
保健相談	未熟児、虚弱児、その他の疾患等を有する児童の相談	保健相談
障がい相談	肢体不自由、知的障がい、発達障がい等を有する児童の相談	肢体不自由相談 視聴覚障がい相談 言語発達障がい等相談 重症心身障がい相談 知的障がい相談 発達障がい相談
非行相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、窃盗、傷害、恐喝、シンナー吸飲等の触法行為等の相談	ぐ犯行為等相談 触法行為等相談
育成相談	保育所、幼稚園、学校等、児童の集団生活における生活行動上の問題（不登校、怠学）についての相談 児童の生活（わがまま、反抗、強情、内気、不活発）等についての相談 学業不振、進学適性、職業適性等についての相談 しつけ、教育、遊び等についての相談	性格行動相談 不登校相談 適性相談 育児・しつけ相談
その他の相談	その他、里親等の相談	その他の相談

3 指導、措置の種類及び内容

指 導	在 宅	助 言 指 導	1 ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる児童、保護者に対して行う指導	
		継 続 指 導	複雑・困難な問題を抱える児童、保護者等を一定期間児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により継続的に 行う指導（治療）	
		他 機 関 あ っ せ ん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、児童、保護者の意向を確認し、適切な機関を紹介	
措 置	在 宅	児 童 福 祉 司 指 導	複雑・困難な家庭環境に起因する問題を有する等、処遇に専門的な知識や技術を要する児童に対して、児童福祉司が定期的に家庭や学校、地域等を訪問したり、必要に応じて通所させる等の方法で継続的に 行う指導	
		児 童 委 員 指 導	問題が家庭環境にあり、主任児童委員、児童委員による家庭内の人間関係の調整や経済的援助等により解決すると考えられる場合について指導を委託	
		市 町 村 指 導	児童や保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、児童の身近な場所において子育て支援事業を活用するなどして、継続して寄り添った支援が必要と考えられる場合に、行政処分としての指導措置を市町村に委託	
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により、児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対し、児童、保護者等に同意を得た上で行う指導委託	
		知的障がい者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障がいに関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、必要に応じて福祉事務所経由により在宅指導を委託	
		障がい者等相談支援事業を行う者による指導	障がい児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障がい児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う指導	
		訓 戒 、 誓 約	児童又は保護者に注意を喚起することにより問題の再発を防止できる見込みのある場合に行う（必要に応じ誓約書を提出させる）。	
	そ の 他 の 措 置	児 童 福 祉 施 設 入 所 指 定 医 療 機 関 委 託		家庭で児童の養育が困難な場合、また長期にわたって専門的な指導が必要な場合、児童の状態により適切な施設を紹介し、入所させる。
		里 親 ・ 小 規 模 住 居 型 児 童 養 育 事 業 委 託	児童自立生活援助措置	施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適当と認められる養護児童を登録された里親や小規模住居型児童養育事業者へ養育委託する。
			福祉事務所送致等	義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない児童等を対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与する。
			家庭裁判所送致	児童（15歳以上）の成人施設への入所や助産施設、母子生活支援施設、保育所入所措置の必要な場合、又は児童や保護者等を知的障がい者福祉司、社会福祉主事に指導させる必要がある場合に送致、報告、通知を行う。
			家庭裁判所家事審判請求	児童を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合（法第27条第1項第4号）や児童への拘束や強制が必要な場合（法第27条の3）に行う。
			児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認（法第28条）や親権喪失宣告の請求、後見人選任・解任の請求を行う。	
障がい児施設給付費支給決定		障がい児施設等への利用の決定を行う。		

4 相談業務の状況

(1) 相談等業務

相談受付・調査

児童に関する問題について、児童、家族、学校等からの相談や福祉事務所、警察等の関係機関からの通告・送致を受け付けます。受け付けた相談等について、児童・保護者等の状況や事態を把握し、必要な処遇を判断するために、調査等各診断を行います。

調査は、児童福祉司や相談員等が中心となり、児童の家庭環境、所属集団の状況、生活歴、現況等について、面接（所内・訪問）、電話、関係機関への照会などにより行います。

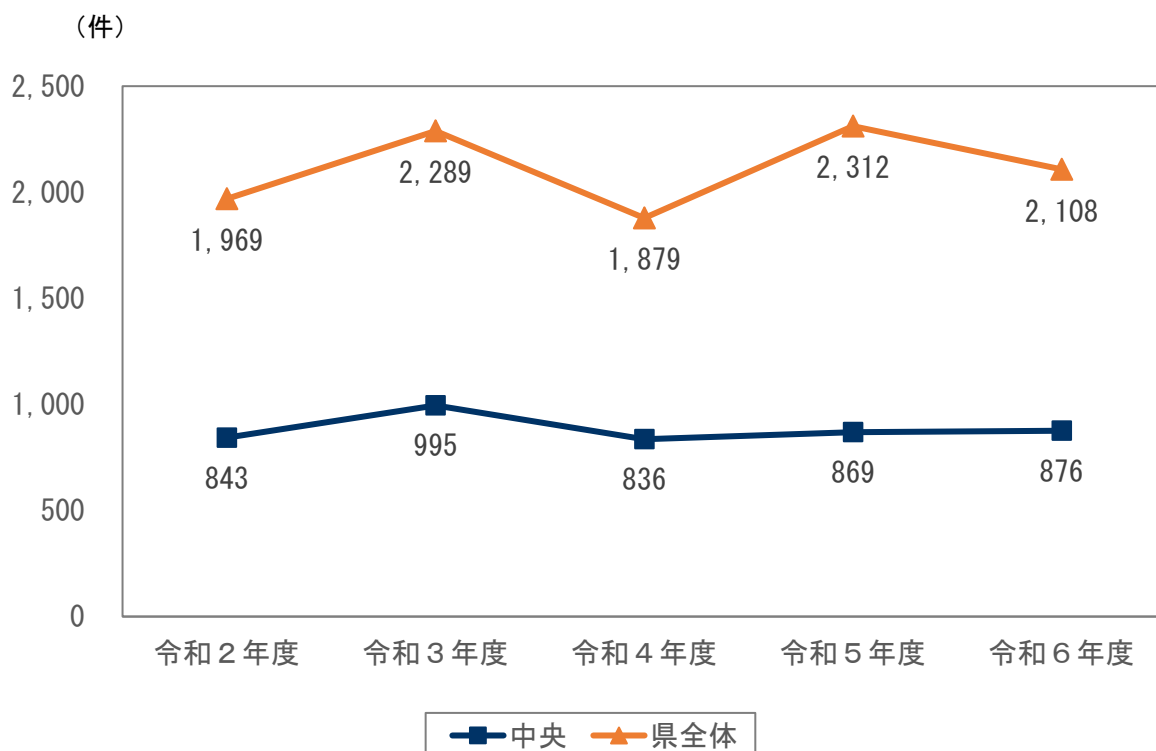
指導・措置等

調査結果から導き出された社会的診断に加え、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に判断し、児童に関わる問題の解決に最も効果的と考えられる処遇指針を決定します。これにより、児童及び保護者等への指導（助言指導・継続指導・他機関あっせん等）や、児童の児童福祉施設等への入所又は通所、里親への委託、児童福祉司指導等の措置を行います。

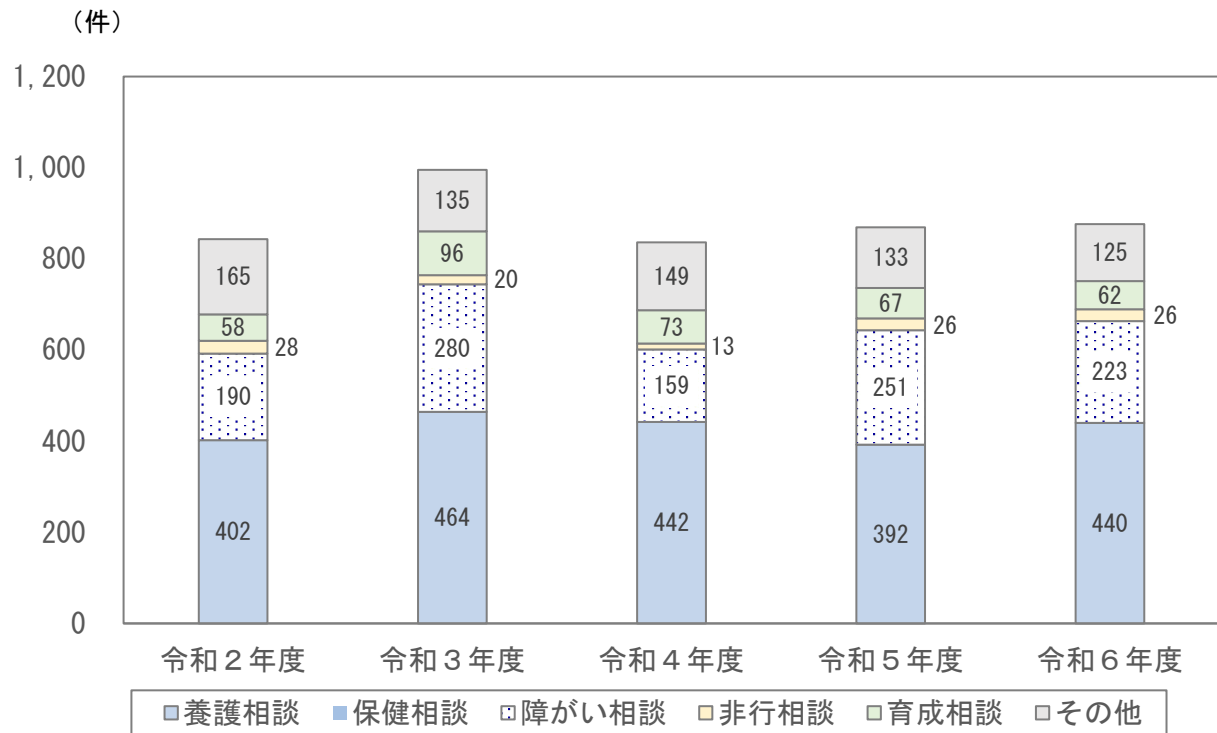
(2) 相談受付状況

〔相談受付件数〕総件数 8 7 6 件（県全体 2,108 件）

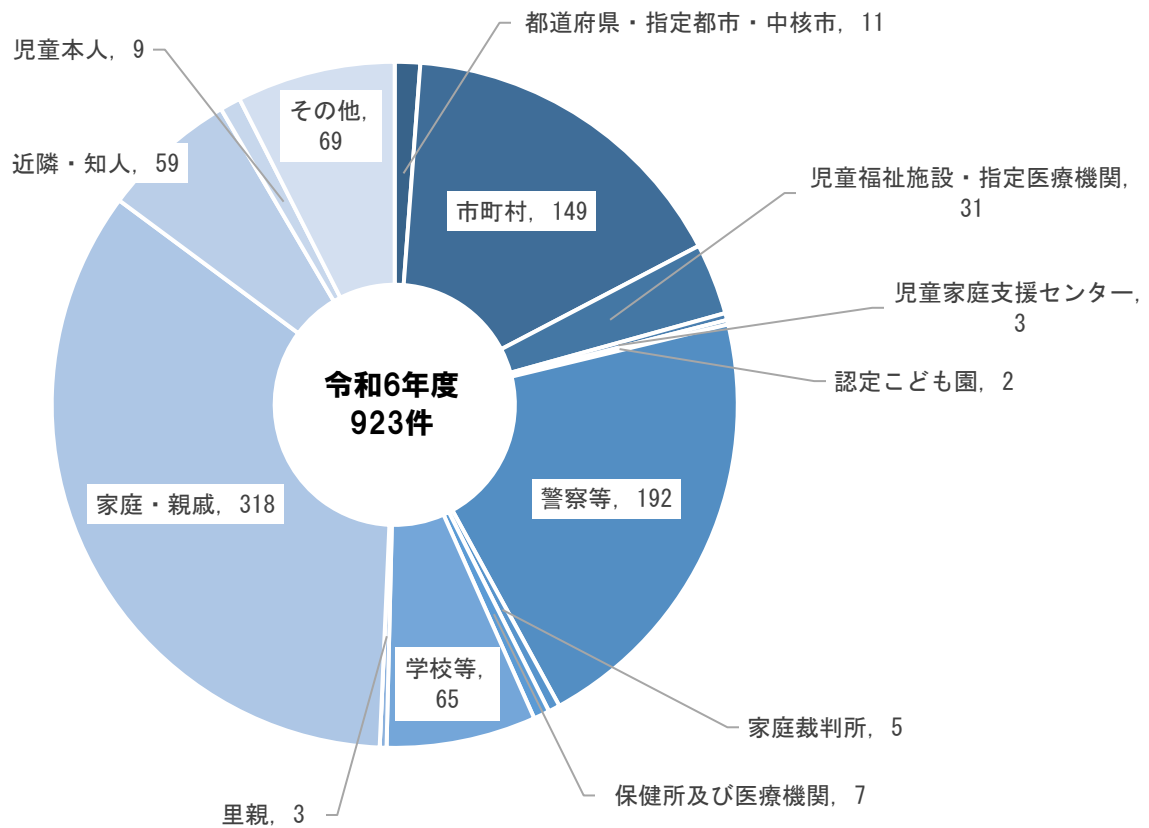
〔相談受付件数の推移〕



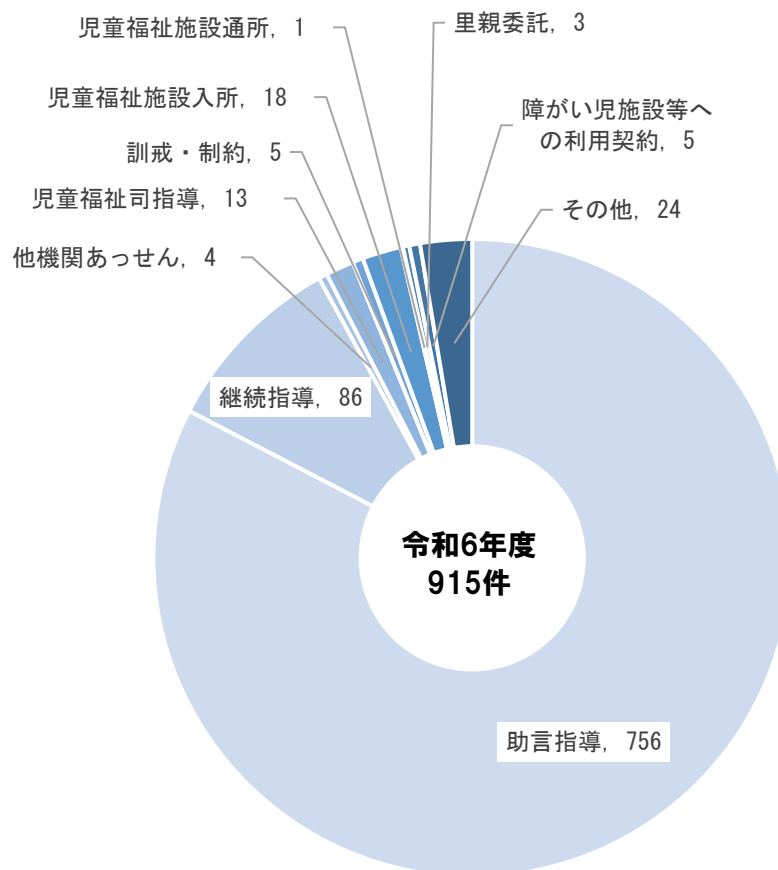
〔相談の種別件数推移〕



〔経路別相談件数〕



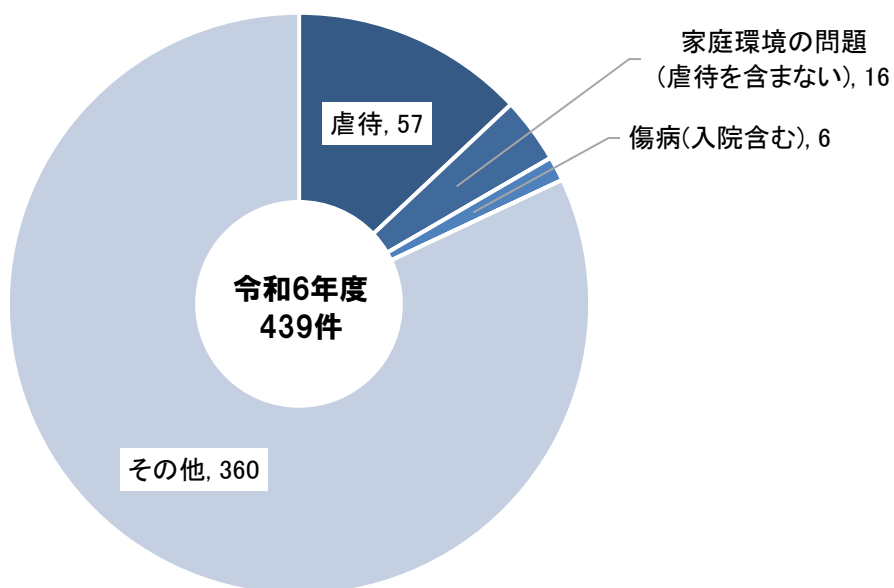
(3) 指導、措置の状況



※受付件数と処理件数が一致しないのは、相談の処理が年度をまたがってなされるものがあるため。

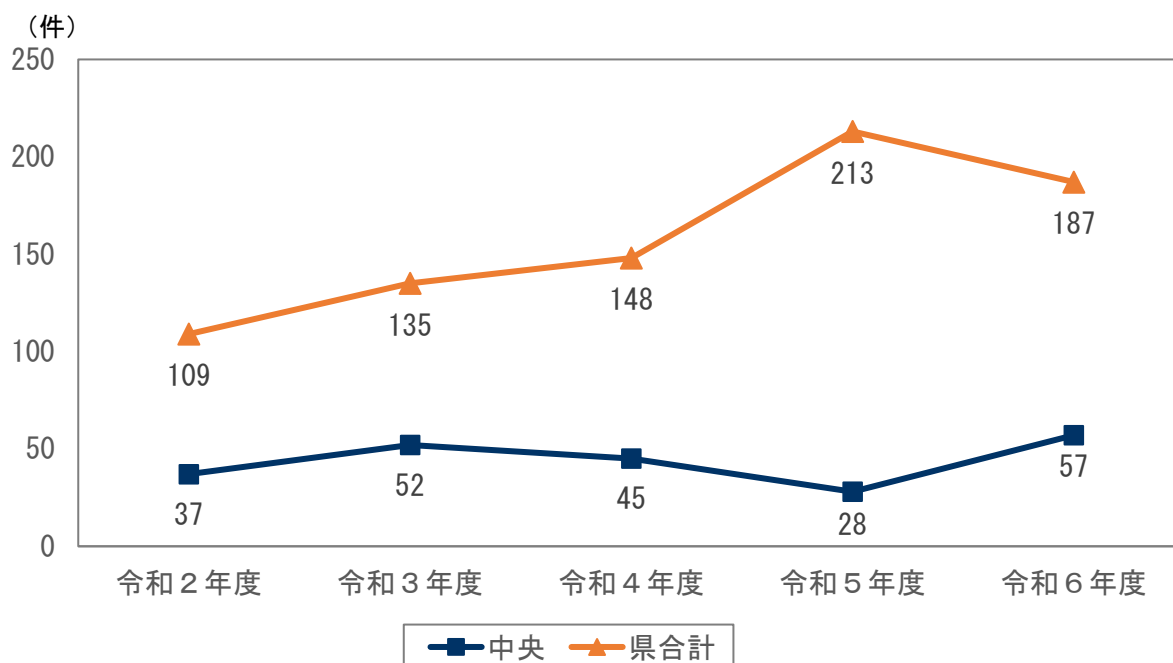
5 各相談の状況

(1) 養護相談理由別件数（令和6年度中に処理をしたもの）

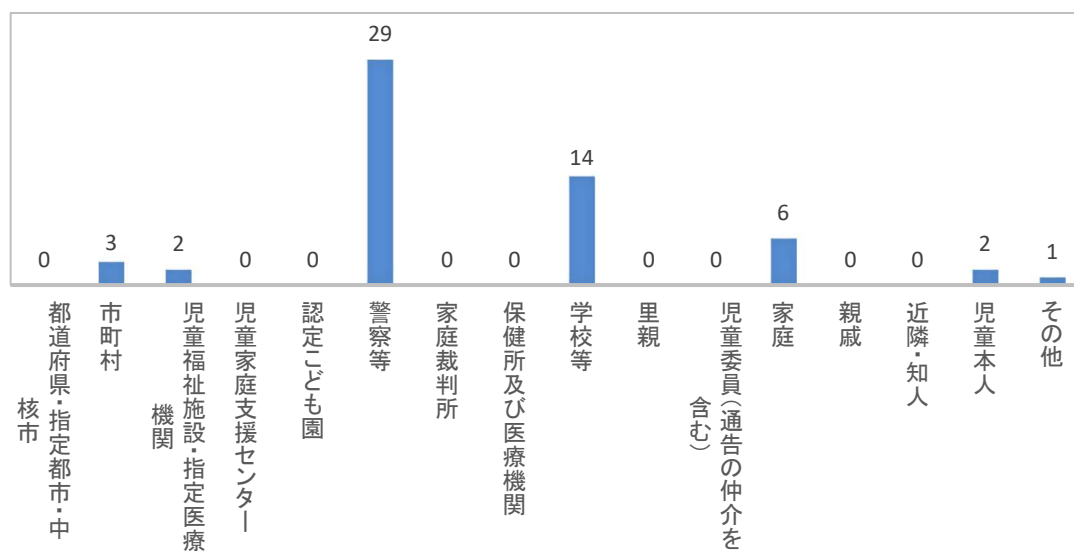


(1) - 2 虐待相談の状況

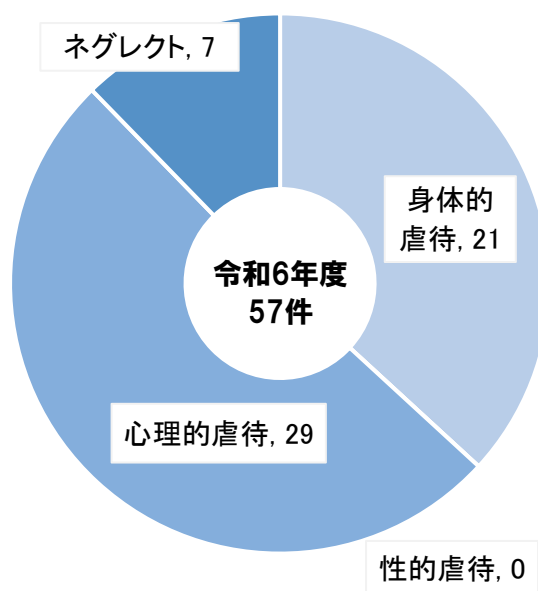
〔虐待相談件数の推移〕



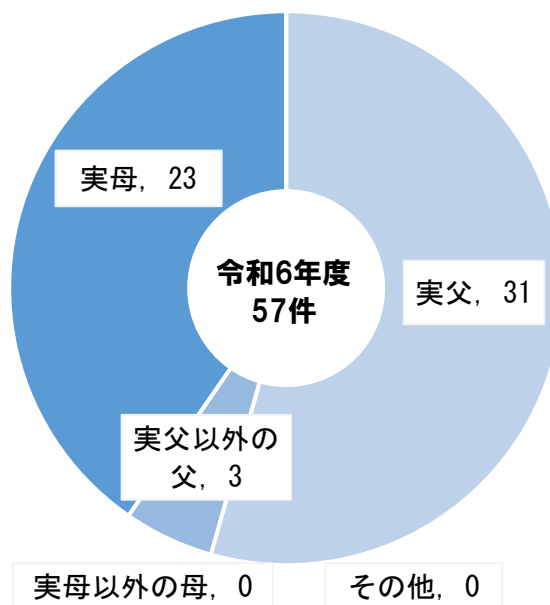
〔経路別虐待相談件数〕



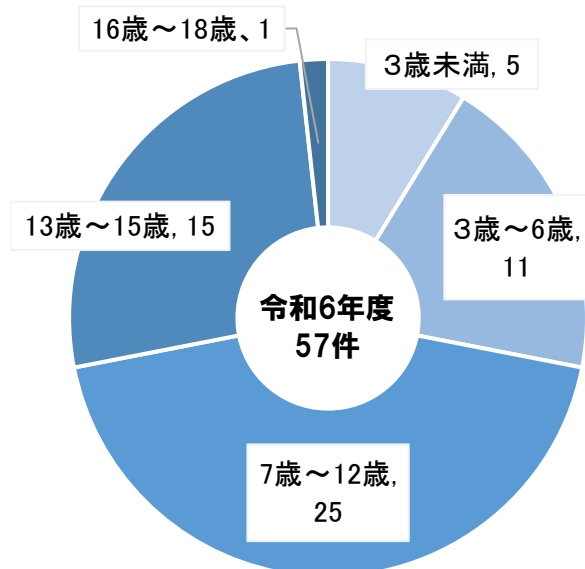
〔虐待の種別〕



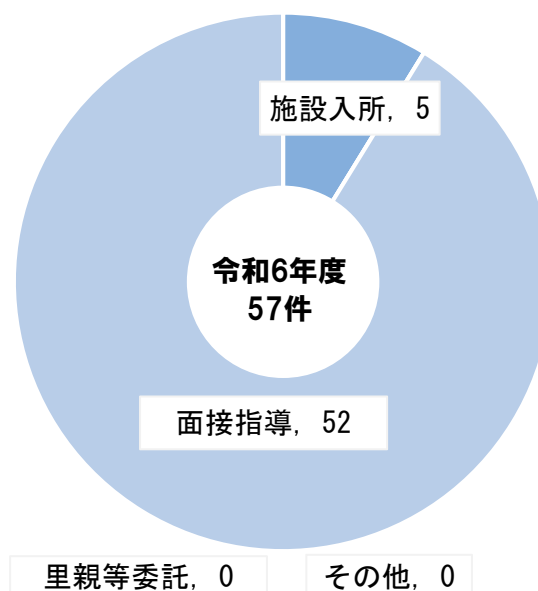
〔主たる虐待者〕



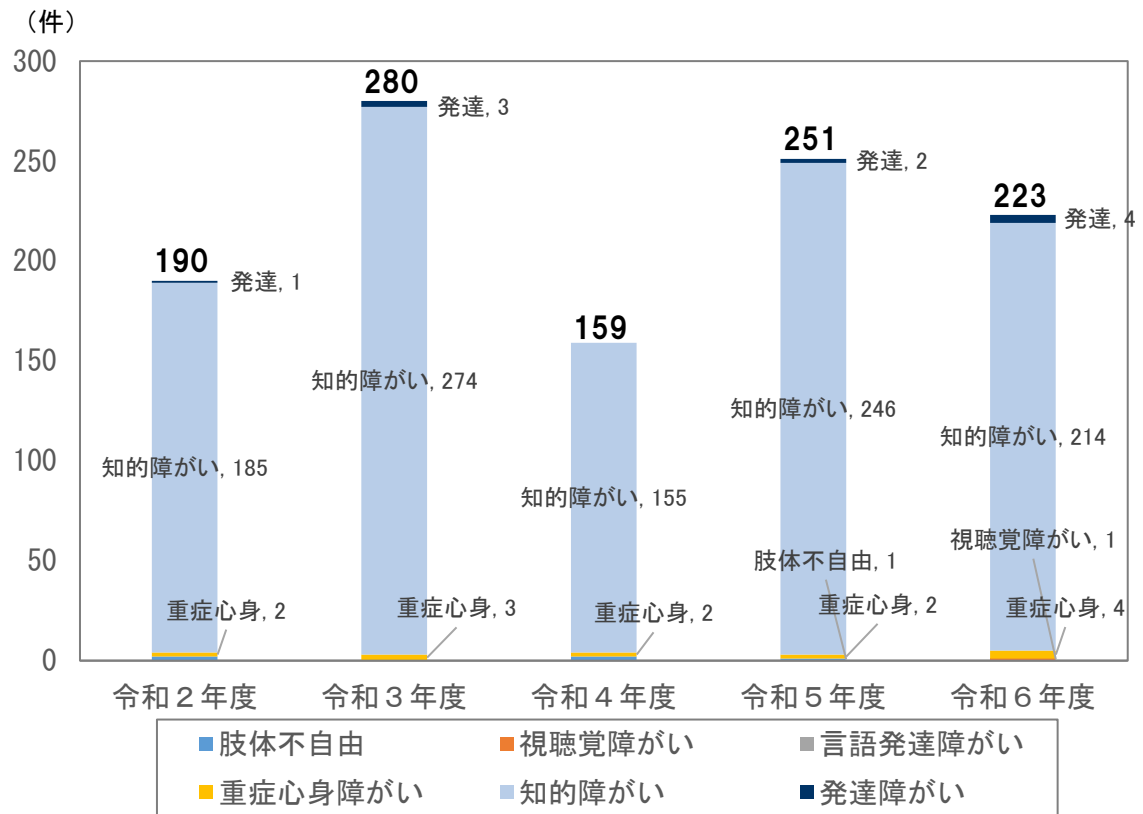
〔被虐待児の年齢〕



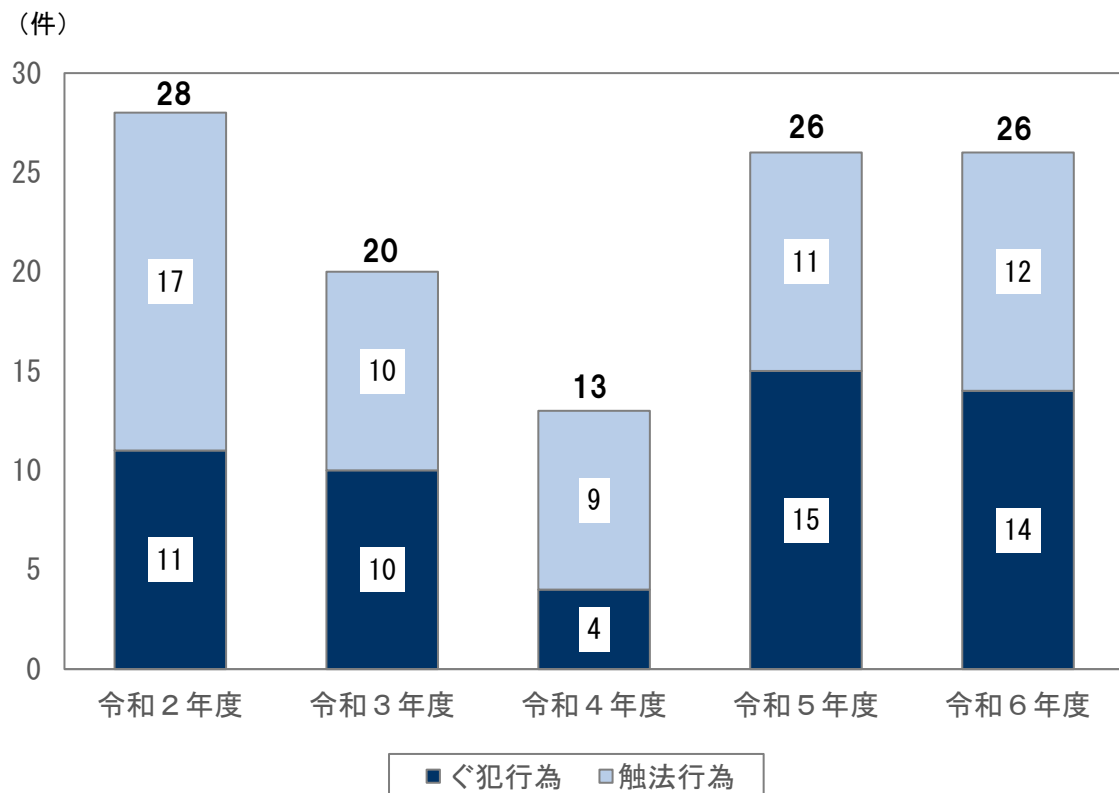
〔虐待相談処理〕



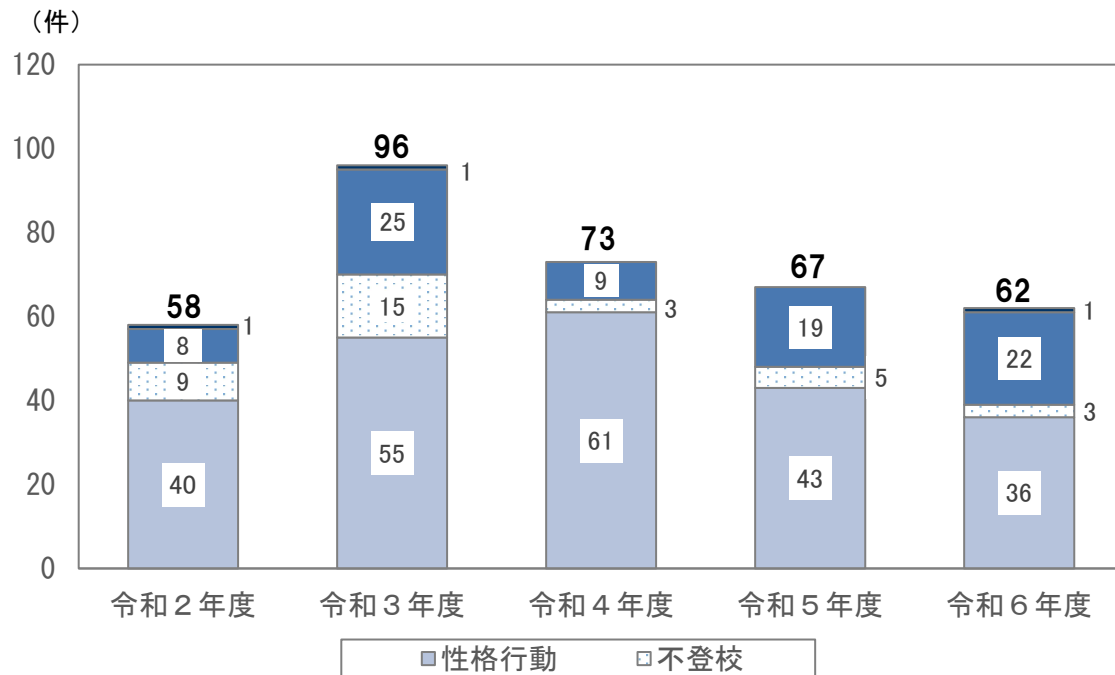
(2) 障がい相談



(3) 非行相談



(4) 育成相談



【年齢区分別相談受付件数】

(件)

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	年齢不詳	合計
養護	児童虐待	0	2	3	3	2	5	0	8	2	1	6	4	4	6	5	4	1	0	0	0	56
	その他	22	23	24	28	19	24	22	22	19	32	26	17	12	17	21	21	21	14	0	0	384
障がい	保健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	言語発達障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障がい	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4
	知的障がい	0	0	3	13	10	20	19	22	18	7	16	5	3	7	18	14	15	24	0	0	214
	発達障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	4
非行	＜犯行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3	6	2	0	0	0	14
	触法行為	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	3	5	1	0	0	0	0	0	12
育成	性格行動	0	1	0	0	0	0	0	2	1	3	3	5	6	6	2	2	4	1	0	0	36
	不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3
	適性	0	0	0	0	2	2	1	0	0	1	0	5	2	4	2	1	2	0	0	0	22
	育児・しつけ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	その他	6	6	9	4	11	9	9	5	2	5	3	5	8	4	6	7	15	10	0	1	125
	合計	28	32	40	49	44	60	52	60	42	49	56	43	41	49	58	59	61	52	0	1	876

【経路別相談受付件数詳細】

(件)

		都道府県・指定都市・中核都市				市 町 村				児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所・医療機関		学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
		児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
児童相談	男	5	0	0	1	1	0	0	91	4	16	0	1	0	121	1	0	3	0	20	8	3	0	186	28	7	35	531
	女	5	0	0	0	4	0	0	53	1	10	0	2	2	71	4	0	3	0	36	1	0	0	132	23	2	31	380
	性別不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8	0	3	12

【相談区分別相談処理件数】

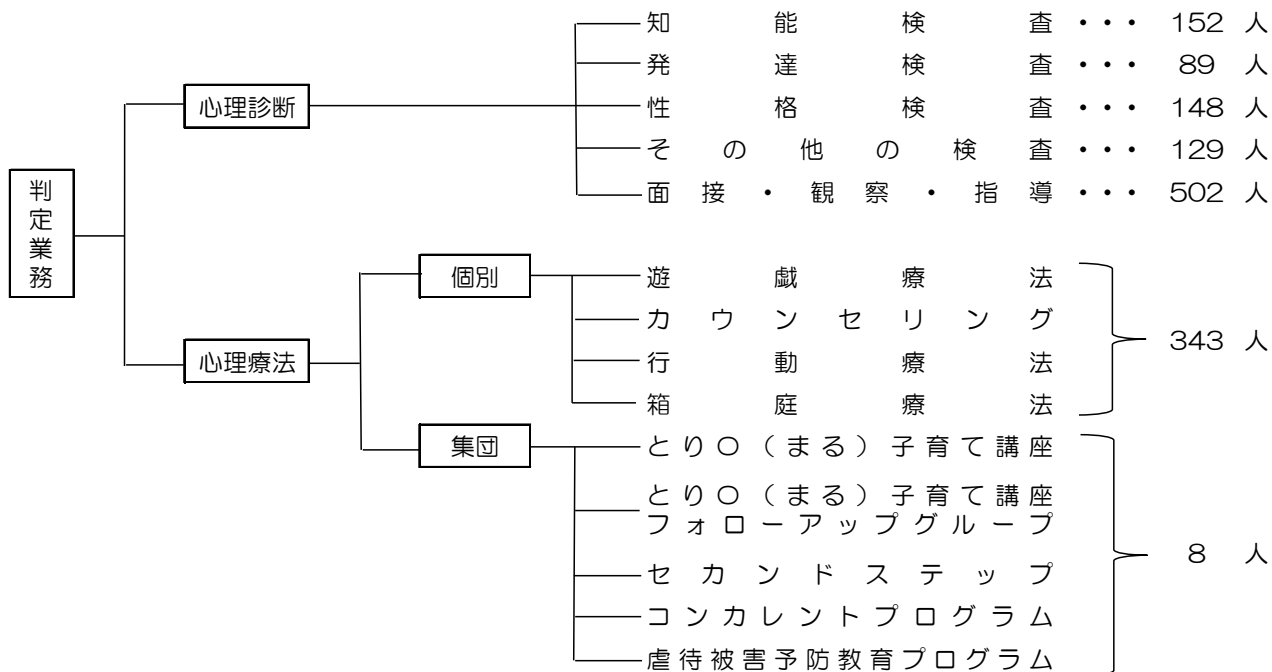
(件)

		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致27条の4	障害児施設への利用契約	その他	合計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	家庭裁判所送致27条の3	通所						
養護	児童虐待相談	33	19	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	57
	その他の養護相談	293	51	4	6	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	3	0	0	12	382
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障がい	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障がい相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	言語発達障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	知的障害相談	221	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	222
	発達障がい相談	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
非行	＜犯行為相談	8	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
	触法行為相談	2	0	0	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12
育成	性格行動相談	22	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34
	不登校相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
	適性相談	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
	育児・しつけ相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他相談		147	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	159
合計		756	86	4	13	0	0	0	0	0	5	18	0	1	0	3	0	5	24	915

6 判定業務の状況

(1) 判定業務

判定業務は、主に心理診断と心理療法があり、相談を受けた児童や保護者等の心理検査や面接を行っています。その他に、療育手帳の判定、知的障がいに係る特別児童扶養手当受給に必要な診断や巡回相談なども行っています。



【注1】とり〇（まる）子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～講座：暴力や暴言を使わずに、子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す養育プログラム。

【注2】セカンドステップ：子どもがさまざまな場面で自分の感情を言葉で表現し、対人関係や問題を解決する能力と怒りや衝動をコントロールできるよう社会的スキルを身につけるためのプログラム。

(2) 1歳6か月児精密健康診査・3歳児精密健康診査

児童の精神発達精密健康診査は、幼児期初期から心身の障がいを早期に発見、療育し、幼児のすこやかな成長を促進することを目的として市町からの通告を受け実施しています

区 分	回 数	人 員
1歳6か月児精密健康診査	0回	0人
3歳児精密健康診査	0回	0人

(3) 障がいについての判定・診断・証明

特別児童扶養手当、療育手帳等の判定、証明を行っています。

区分	特別児童扶養手当診断			療育手帳等の判定・証明			その他
件数	診断・判定	証明	計	交付	再判定	計	証明
	2件	36件	38件	67件	62件	129件	57件

(4) 医学判定

必要と認められる場合は、小児科医や精神科医による診断を行います。

7 一時保護業務の状況

(1) 一時保護業務

家庭内での養育困難、家出、被虐待などの児童を、一時保護施設での一時保護、行動観察、短期入所指導を行うほか、児童福祉施設・里親等への一時保護委託を行っています。

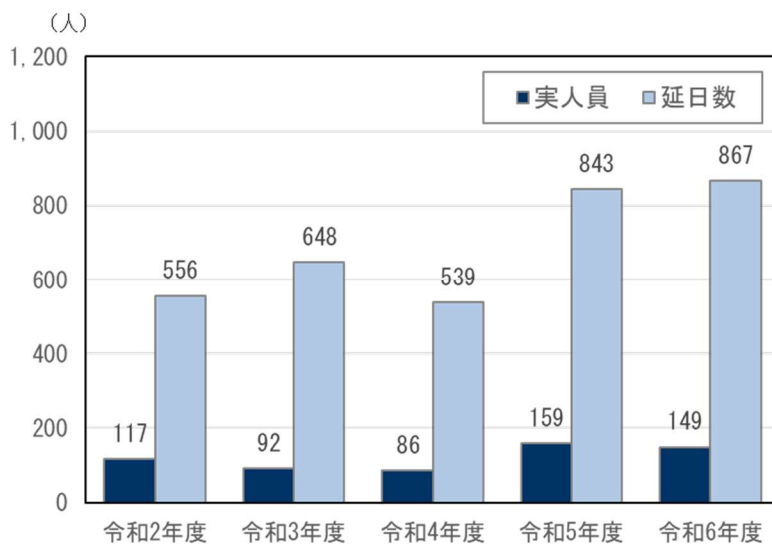
一時保護を行う必要がある場合は概ね次のとおりです。

緊急保護……虐待等により児童を家庭から一時的に引き離す必要がある場合、家出や非行等により児童を保護する必要がある場合

行動観察……適切かつ具体的な援助方針を定めるために、十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合

短期入所指導……短期間の生活指導、心理療法等が有効と判断され、児童の性格、環境等の条件により他の方法による支援が困難又は不適当と判断される場合

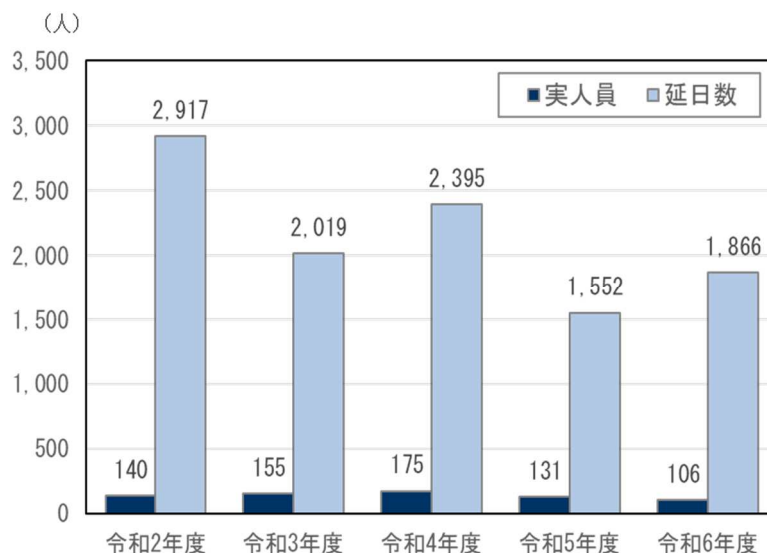
(2) 一時保護児童数推移



相談区分別内訳

区分	実人員	延日数
虐 待	55	334
そ の 他 養 護	25	349
障 が い	0	0
非 行	65	160
育 成	4	24
保 健 ・ そ の 他	0	0
計	149	867

(3) 一時保護委託児童数推移



相談区分別内訳

区分	実人員	延日数
虐 待	7	165
そ の 他 養 護	96	1,677
障 が い	0	0
非 行	0	0
育 成	3	24
保 健 ・ そ の 他	0	0
計	106	1,866

8 各種事業の状況

(1) 巡回相談

ア 育成巡回相談

遠隔地からの相談者に広く利用してもらうため、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

イ 知的障がい児巡回相談

知的障がい児の発見、指導のために、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

(2) 児童虐待防止対策事業

児童虐待が増加する中、児童虐待の予防、早期発見、早期対応など児童虐待防止対策をより充実させるため、関係機関の連携・啓発活動などを実施しています。

ア 関係機関との連携

- ・東部圏域関係機関と児童虐待防止に係る連絡会を開催しています。
- ・児童虐待等の通報対応について警察及び司法関係機関との会議を開催し実務のあり方や連携について協議を行っています。

イ 市町との連携

- ・各市町が設置する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の代表者会議、実務者会議、個別支援会議に随時職員を派遣し児童相談所と連携を図っています。
- ・市町別に要対協の実務者会議において、市町児童家庭相談担当課及び保健センター等関係機関との情報共有を図っています。

ウ 鳥取県弁護士会との連携

- ・児童相談所は、児童虐待等について保護者への支援を行っていますが、保護者が拒否する場合、法的根拠に基づいた介入を必要とする事案があります。そういった事案に対応するため、鳥取県弁護士会と「児童福祉等に係る弁護士総合相談援助事業に関する協定書」を締結し、弁護士の協力を得て適切な法的解決を図っています。

エ 出前相談（虐待等に関する講演等）

- ・地域住民、民生児童委員、市町村職員、教員、施設職員、保育士、県職員等を対象に出前相談及び虐待に関する講演を行い、虐待の発見時の通告や保護者対応等について啓発を行っています。

(3) 福祉相談センター子育てグループカウンセリング事業

〔目 的〕近年の子育て環境の諸課題への対応の一助として、子育て中の保護者等を対象としたグループカウンセリングを実施することで、当該保護者等の不安の軽減を図るとともに、市町等の自治体と連携することで地域の子育て支援スキルの向上を図ることを目的としています。

〔対象者〕(1) 保護者等 児童福祉法に規定する保護者の他、児童福祉施設職員・里親等、子育て中の者で監護する児童の養育上の課題のために子育てに不安を持っている方。

(2) 児童 前項の保護者等が監護する児童。

〔実績〕

	回数	実人員	延人員
① とり〇（まる）子育て個別講座	10	2	10
② ちはっさく個別講座	6	4	8
③ ちはっさくPTA向け講座	2	91	91
④ ちはっさく里親向け講座	1	3	3
⑤ ちはっさく里親・里親支援専門相談員向け講座	1	11	11
⑥ ペアレントサポートプログラム講座	4	2	8
⑦ とり〇（まる）子育てフォローアップグループ	2	2	2
⑧ 児童養護施設セカンドステップ	1	3	3
⑨ セカンドステップ小学校向け講座	10	37	358
⑩ コンカレントプログラム	0	0	0
⑪ 一時保護児童被害予防心理教育	5	5	5
⑫ 性問題行動治療教育個別プログラム	4	1	4

※⑩コンカレントプログラムは適当と認められる候補者がおらず、開催していない。

（４）こども電話相談事業

育児、しつけ、言葉のおくれ、不登校、喫煙、性の悩み、異性問題、いじめ等の問題について保護者、本人等からの相談に専門の相談員が応じています。

相談種別

(件)

養護	保健	肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達知障がい	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
130	0	0	0	0	0	1	1	5	0	14	1	2	0	116	270

相談者別

(件)

家族・親族	本人	その他	計
96	9	165	270

処理状況

(件)

電話で助言指導 (来所指示含む)	他児相紹介	他機関紹介	その他	計
268	0	0	2	270

（５）ヤングケアラー支援

鳥取県では、ヤングケアラーやその家族の方などに向けた相談や啓発に係る複数の事業を行っています。（33ページの鳥取県ヤングケアラー支援サイト参照）

児童相談所においては、令和4年4月から相談員を配置し、相談窓口を設置して相談を受け付けています。また、ヤングケアラーに関する研修講師の派遣もしています。

(6) 里親

里親制度は、保護者がいないなど、やむを得ない事情で家庭で生活することができない児童を、あたたかい愛情と正しい理解を持って家庭の中で養育するために、里親に委託する制度です。

里親とは、上記の児童を養育することを希望する方で、知事が適当と認定し、登録された方のことであり、児童相談所では里親登録のための申請受付・調査等や里親の育成、児童の里親委託などを行っています。

里親には、「養育里親」「専門里親」「養子縁組によって養親となることを希望する里親」「親族里親」という種類があります。そのうち、専門里親は、虐待を受けた児童に対してより専門的な技術・知識をもって養育を行う里親として、その役割が特に期待されています。

また、里親主体の活動の場として、県内では東中西部に各里親会が結成されており、研修会や児童福祉施設入所児童との交流会等が実施されています。また、鳥取県では、平成 16 年度から、施設入所児童が一時的に里親宅で生活する「家庭生活体験事業」を実施しており、里親は、施設入所児童に家庭生活を体験する場を提供できる貴重な存在となっています。

里親登録状況

	R5 年度末登録数 (R6.3.31 現在) a	年 度 内		R6 年度末登録数 (R7.3.31 現在) a + b - c
		新規登録 b	登録解除 c	
養 育 里 親	36	1	1	36
専 門 里 親	3	0	0	3
親 族 里 親	3	0	1	2
養子縁組里親	15	2	0	17

児童の里親委託状況

	R5 年度 末委 託児 童数	新規・措置変更			措置解除・措置変更									R6 年度 末委 託児 童数
		児童福祉施設 からの受託	家庭からの受託	その他	帰宅	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	児童福祉施設に 入所	他の里親に委託	その他	
養 育 里 親	5	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	5
専 門 里 親	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
親 族 里 親	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
養子縁組里親	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計	11	4	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	2	10

委託児童年齢

	3歳未満	3～6歳	7歳以上	計
養育里親	0	4	1	5
専門里親	0	0	2	2
親族里親	0	0	2	2
養子縁組里親	0	1	0	1
合計	0	5	5	10

※上記は東部地区における数

(7) 認定制度

鳥取県を含む「日本創生のための将来世代応援知事同盟」の加盟県では、以下の認定制度を創設し、各県で児童虐待の防止に向けた機運の醸成を図っています。

ア 児童虐待防止全力宣言企業

児童虐待防止に関する社員研修の実施、ポスターの掲示等の啓発活動の実施、児童虐待防止につながる地域での見守り活動等を行うことを宣言した企業を、「鳥取県児童虐待防止全力宣言企業」として認定します。

イ 子ども見守りサポーター

「子ども見守りサポーター認定指定研修」や県政出前講座において、児童虐待防止に関する知識を習得した方に認定バッジを交付し、地域の中で児童虐待の未然防止・早期発見に向けた見守りやアドバイスを行っていただきます。

ウ ヤングサポーター

学校等の授業や講演会等で、児童虐待や体罰によらない子育てについての講義・講話を受講したり、児童虐待防止の啓発活動に積極的に参加した学生・生徒に認定バッジを交付し、友達からの相談に対して対応機関を案内したり、講義で学んだ児童虐待防止の知識を友達などに広げていただきます。

(8) 児童相談所職員研修

ア 新規採用職員及び新任職員研修

児童相談所に新規採用となった職員や新任職員を対象に主に児童相談所の業務や児童相談所運営指針についての研修を行っています。

イ とり〇（まる）子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～講座

児童相談所職員を対象に行いました。

（実施回数9回、実参加人員16人、延べ参加人員46人）

※とり〇（まる）子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～講座：暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す養育プログラム。

9 県内児童福祉施設等入退所状況（中央児童相談所分）

施 設 名			入所定員 (R6.4.1)	前年度末 在籍者数 (R6.3.31)	年度内 入所	年度内 退所	入所児童数 (R7.3.31)
県 内 施 設	鳥 取 こ ど も 学 園 乳 児 部		15	8	1	7	2
	米 子 聖 園 ベ ビ ー ホ ー ム		20	0	0	0	0
	鳥 取 こ ど も 学 園		54	35	8	5	38
	青 谷 こ ど も 学 園		30	19	1	5	15
	因 伯 子 供 学 園		36	4	4	6	2
	光 徳 子 供 学 園		30	5	0	0	5
	米 子 聖 園 天 使 園		42	0	0	0	0
	松 の 聖 母 あ す な ろ 園		14	6	1	1	6
	県 立 皆 成 学 園		45	5	0	0	5
	県 立 総 合 療 育 セ ン タ ー （ 肢 体 不 自 由 児 ）		25	0	0	0	0
	県 立 総 合 療 育 セ ン タ ー （ 重 症 心 身 障 が い 児 ）		25	1	0	0	1
	県 立 喜 多 原 学 園		36	3	2	2	3
	独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構 鳥 取 医 療 セ ン タ ー		160	3	2	1	4
	鳥取こども学園希望館	入所	30	5	1	1	5
		通所	15	4	1	0	5
	里親委託・ファミリーホーム				15	3	5
県 外 施 設				0	0	0	0
計			577	113	24	33	104

10 県内児童福祉施設等一覧

施設		電話番号	郵便番号	所在地
種別	名称			
乳児院	鳥取こども学園乳児部	0857-22-4225	680-0061	鳥取市立川町 5-417
	米子聖園ベビーホーム	0859-29-5924	683-0841	米子市上後藤 4-2-36
児童養護施設	鳥取こども学園	0857-22-4206	680-0061	鳥取市立川町 5-417
	青谷こども学園	0857-85-0358	689-0511	鳥取市青谷町善田 31-1
	因伯子供学園	0858-22-2639	682-0854	倉吉市みどり町 3249
	光徳子供学園	0859-54-2550	689-3212	西伯郡大山町名和 1239-1
	米子聖園天使園	0859-29-4364	683-0841	米子市上後藤 4-2-36
福祉型障がい児入所施設	松の聖母あすなろ園	0857-30-7716	689-0201	鳥取市伏野 1558-12
	県立皆成学園	0858-22-7188	682-0854	倉吉市みどり町 3564-1
児童発達支援センター	鳥取市立若草学園	0857-28-1233	680-0947	鳥取市湖山町西 1-516
	米子市立あかしや	0859-29-2585	683-0851	米子市夜見町 330-3
医療型障がい児入所施設	県立総合療育センター	0859-38-2155	683-0004	米子市上福原 7-13-3
医療型児童発達支援センター	県立総合療育センター (通園部)	0859-38-2173	683-0004	米子市上福原 7-13-3
	県立鳥取療育園	0857-29-8889	680-0901	鳥取市江津 730
	県立中部療育園	0858-27-0781	682-0021	倉吉市上井 503-1
児童心理治療施設	鳥取こども学園希望館	0857-21-9551	680-0061	鳥取市立川町 5-417
児童自立支援施設	県立喜多原学園	0859-27-1101	689-3512	米子市泉 706
重症心身障がい児(者)入所棟	独立行政法人国立病院 機構鳥取医療センター	0857-59-1111	689-0203	鳥取市三津 876
自立援助ホーム	鳥取フレンド	0857-27-1198	680-0022	鳥取市西町 2-103
	鳥取スマイル	0857-23-4590	680-0022	鳥取市西町 3-417
	はればれ	0857-30-7533	680-0041	鳥取市掛出町 5-2
	ピアホーム	0859-31-5339	689-0052	米子市博労町 1-182-11
	ブライト・フューチャー	0859-21-0169	683-0805	米子市西福原 9-9-19
ファミリーホーム	来夢来人	0858-36-5071	689-2104	東伯郡北栄町弓原 391-1
	マザーズパーム	0859-53-5511	689-3333	西伯郡大山町唐王 689
	伊藤	090-1189-1369	683-0853	米子市両三柳 3053-7

Ⅲ 女性相談支援センター（旧 婦人相談所）の概要

婦人相談所は、売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づく機関でしたが、令和6年4月1日の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（以下「女性支援法」という。）の施行により、「鳥取県女性相談支援センター」に名称を変更しました。複雑・多様化する女性の抱える問題に対して、支援対象者の立場に寄り添い、関係機関と連携して相談支援を行っています。

あわせて、当センターは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）（以下「DV防止法」という。）に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として、配偶者等からの暴力被害者（以下「DV被害者」という。）の相談・保護・自立支援の中核機関としての業務もを行っています。

※鳥取県内には県中部と西部の各総合事務所県民福祉局内にも担当部署があり、当センターは各所の調整や相談支援を円滑に行うため、各署の実績について把握、連絡及び情報提供並びに調整等を行っています。

1 業務の概要

相 談 支 援

困難な問題を抱える女性やDV被害者（以下「支援対象者」という。）の困りごと、悩みごとについて、来所相談に応じるとともに、相談専門の電話により広く相談に応じ、問題解決のための支援を行います。

一 時 保 護

女性支援法第9条第7項の規定に基づき、緊急に保護を必要とする支援対象者について、女性相談支援センターが一時保護を自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者（社会福祉施設、民間シェルター）に委託して行います。安心して過ごせる生活環境の提供、心身の健康回復に向けた支援や寄り添い支援、自立促進のための支援、同伴児童に対する心理的ケアや学習・生活支援等を行います。

医学的・心理学的な援助

心身の健康の回復のための医学的・心理学的な援助を行い、生活の中での被害回復に向けて中長期的に寄り添い続ける支援に努めます。

自立して生活するための関連制度に関する情報提供等

支援対象者の自立支援のための情報提供、助言、関係機関等との連携支援の調整、支援対象者に必要な相談機関や支援制度の情報提供及びつなぎ支援を行います。

予 防 啓 発 活 動

リーフレット等の配布、デートDV予防学習会等を通じた啓発活動を行っています。

2 女性相談支援員の設置状況

「女性相談支援員」は、困難な問題を抱える女性の困りごと、悩みごとについて、相談に応じ、問題解決のための支援を行う職員で、当センター及び4市全てに配置されています。

また、鳥取県では、各機関に相談支援や心理的ケアを担当する専門職を配置しています。

なお、女性相談支援員が設置されていない町村においては、女性相談を担当する部署で必要な支援を行うこととされています。

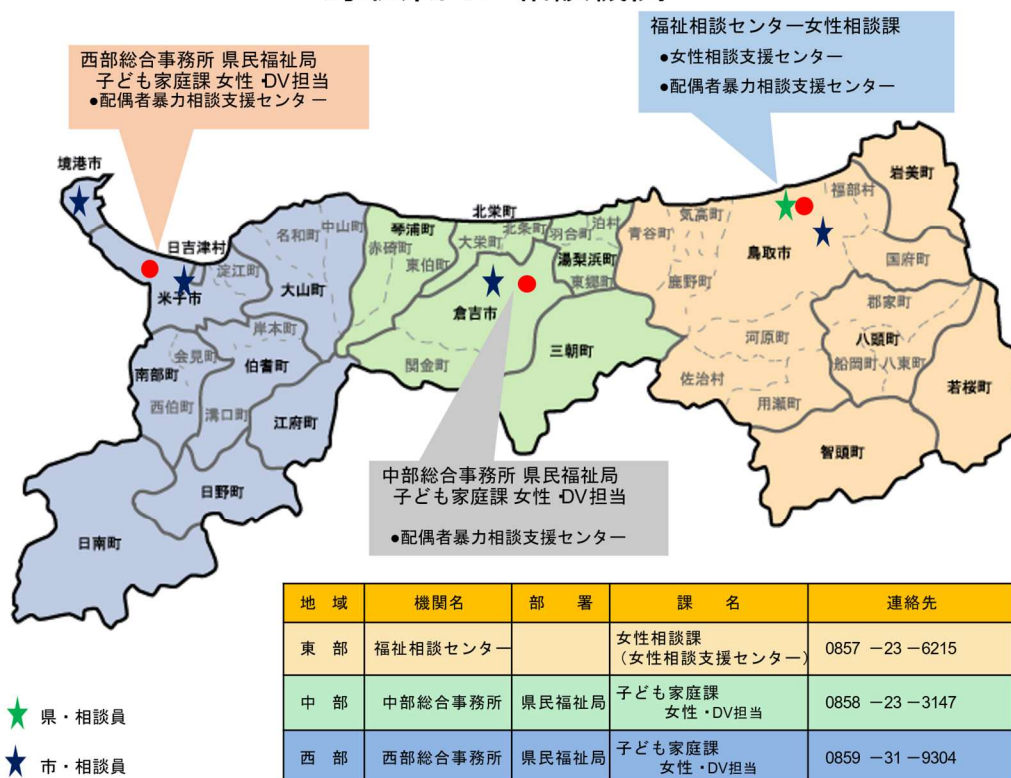
【県内の女性相談支援員の設置状況】

(令和7年7月1日時点)

対象区域	配 置 先	配置数(定数)
鳥取県 (全域)	〒680-0901 鳥取市江津 318-1 鳥取県福祉相談センター(鳥取県女性相談支援センター)	1人(1人)
鳥取市	〒680-0845 鳥取市富安 2丁目 138-4 鳥取市 健康こども部 こども家庭局 こども家庭センター	3人(3人)
米子市	〒683-0811 米子市錦町 1-139-3 (ふれあいの里 1階) 米子市 こども総本部 こども相談課	2人(2人)
倉吉市	〒682-8633 倉吉市堺町 2丁目 253 番地 1 倉吉市 健康福祉部 子育て支援局 こども家庭センター	1人(1人)
境港市	〒684-0033 境港市上道町 3000 境港市 福祉保健部 子育て支援課	1人(1人)

<参考>

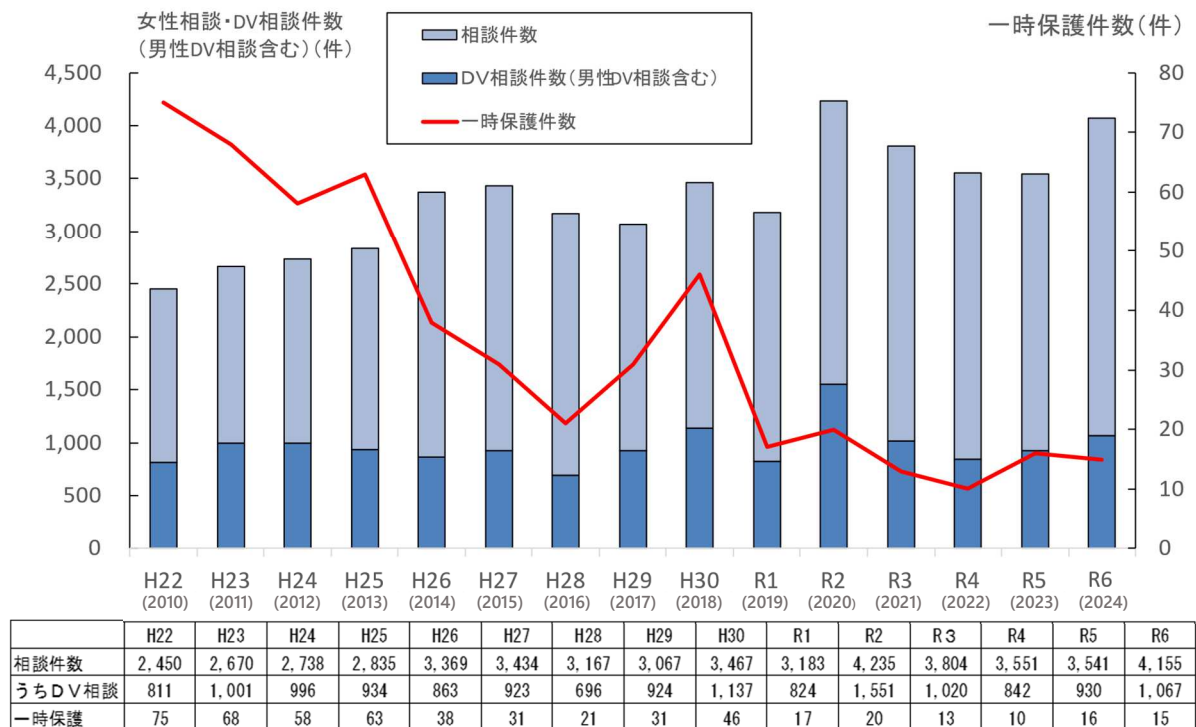
鳥取県内の相談機関



3 相談業務の状況

(1) 鳥取県の女性相談の状況

鳥取県における女性相談、DV相談件数及び一時保護件数の推移



※DV相談件数は、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター及び女性相談支援員設置市において取扱った件数。H26.1～「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力も含み、R2～暴力被害を含むものはDVを主訴とし計上。また、R2のみ、特別定額給付金に関する申請や証明に関する問い合わせを含む。

※一時保護件数は、当該年度に女性相談支援センターが「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき一時保護した件数(前年度からの繰越件数を含む)であり、困難女性の保護件数を含まない。

資料：鳥取県子ども家庭部家庭支援課調べ

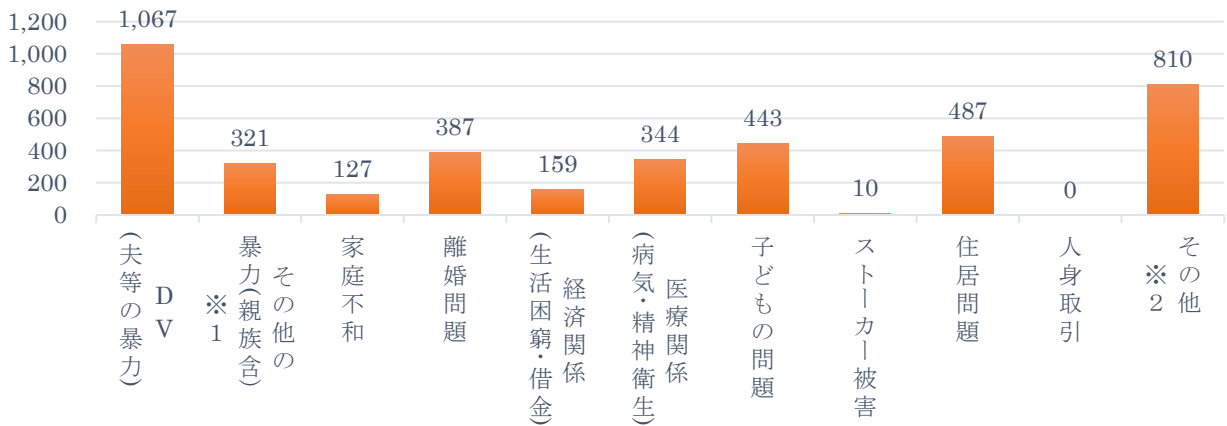
(2) 主訴別相談状況

(件)

区分	DV (夫等の暴力)	その他の 暴力(親族等) ※1	家庭不和	離婚問題	経済関係 (生活困窮・借金)	医療関係 (病気・精神衛生)	子どもの 問題	ストーカー被害	住居問題	人身取引	その他 ※2	合計
令和4年度	842	305	167	305	119	376	370	5	287	0	775	3,551
令和5年度	930	275	104	317	141	267	362	12	384	0	749	3,541
令和6年度	1,067	321	127	387	159	344	443	10	487	0	810	4,155
令和6年度 (構成比)	26%	8%	3%	9%	4%	8%	11%	0%	12%	0%	20%	100%

※配偶者等からの暴力を含む相談は、主訴を「DV相談」として計上しています。

令和6年度 主訴別相談件数



※1 子ども・親(その他の親族含む)、生活の本拠を共にしない交際相手、同性間の交際相手からの暴力、その他の者からの暴力があります。

※2 薬物中毒・酒乱、夫等その他、親族その他、交際相手その他、男女問題、人間関係その他、求職、経済関係その他、妊娠・出産、医療関係その他、帰宅先なし、年少者の性的課題、売春強要、暴力団関係者等による支配・依存、5条違反、売春強要等があります(年度によって件数0の項目があります)。

(3) 経路別相談状況

(件)

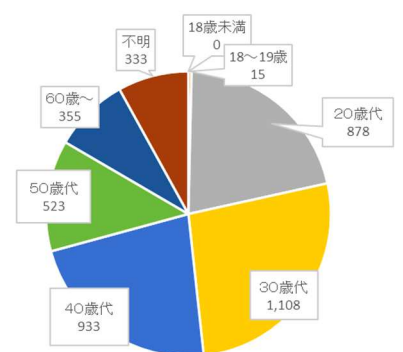
区分	本人自身	警察関係	他の相談機関	福祉事務所	社会福祉施設等	医療・教育関係	縁故者・知人	その他	合計
令和4年度	2,090	97	600	193	250	120	65	136	3,551
令和5年度	2,082	89	608	247	260	111	67	77	3,541
令和6年度	2,073	119	651	493	452	107	73	187	4,155
令和6年度 (構成比)	50%	3%	15%	12%	11%	3%	2%	4%	100%

(4) 年齢別相談状況

(件)

区分	18歳未満	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳～	不明	計
令和4年度	16	82	673	879	874	408	327	292	3,551
令和5年度	8	36	581	642	1,048	548	300	378	3,541
令和6年度	0	15	879	1,108	942	523	355	333	4,155
令和6年度 (構成比)	0%	1%	21%	27%	23%	13%	8%	8%	100%

令和6年度 年代別相談状況



(5) 相談処理の状況

(件)

区分	女性自立 支援施設 入所	就職 自営	家庭へ	福祉事務 所へ	県内の婦 人相談所 / 婦人相 談員へ	他府県の 婦人相談 所/ 婦人 相談員へ	その他の 関係機関 ・施設へ	助言 指導	その他 (傾聴・カ ウンセリン グ等)	計
令和4年度	0	1	6	9	0	0	0	2,779	757	3,552
令和5年度	0	0	8	9	0	0	4	2,606	911	3,538
令和6年度	0	3	9	9	0	0	4	2,975	1,147	4,147

※前年度未処理分を含む

4 一時保護の状況

(1) 一時保護件数と保護人数

(件)

区分		一時保護件数				
			主訴別		一時保護所	委託 一時保護
			DV 被害者	困難女性		
令和4年度		19	10	9	3	16
	福祉相談センター	6	3	3	3	3
	中部	7	5	2	0	7
	西部	6	2	4	0	6
令和5年度		27	16	11	9	18
	福祉相談センター	14	10	4	9	5
	中部	8	4	4	0	8
	西部	5	2	3	0	5
令和6年度		29	15	14	10	19
	福祉相談センター	13	6	7	10	3
	中部	10	6	4	0	10
	西部	6	3	3	0	6

※ 当該年度の在籍に応じた保護件数（前年度未処理を含む。）

(2) 年齢別同伴児（者）

(件)

区分	1歳未満	幼児	小学生	中学生	高校生年 齢	18歳以上	計
令和6年度	3	13	7	1	1	3	28
福祉相談センター	1	6	4	0	1	0	12
中部	0	5	1	0	0	2	8
西部	2	2	2	1	0	1	8

5 配偶者暴力相談支援センターにおける業務実績

(1) 相談受付件数 (※被害者本人からの被害の訴えがあるものを計上)

(件)

区分	合 計	女性	男性
令和4年度	259	254	5
福祉相談センター	102	101	1
中部	60	57	3
西部	97	96	1
令和5年度	246	240	6
福祉相談センター	84	82	2
中部	58	56	2
西部	104	102	2
令和6年度	317	303	14
福祉相談センター	113	107	6
中部	86	84	2
西部	118	112	6

(2) 配偶者暴力防止法第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数

区分	提出件数
令和4年度	10
福祉相談センター	4
中部	3
西部	3
令和5年度	1
福祉相談センター	0
中部	1
西部	0
令和6年度	3
福祉相談センター	1
中部	1
西部	1

- 被害者の保護命令申立てに伴い、地方裁判所からの請求に応じて書面回答をしています。
また、被害者が保護命令を申し立てる際、書面作成等の申立て支援をしています。
- 一時保護中のDV被害者については、保護命令を申し立てる際の費用について助成事業を実施しています。(単県)

6 主催事業実施状況

(1) 弁護士による法律相談

離婚問題、家族の問題など女性の抱える問題について法律の専門的な助言を必要とする女性及びDV被害者男性で、弁護士との相談に婦人相談所職員等の同席を承知された方を対象に実施しています。(要予約)

区分	定例相談	随時相談	計
令和6年度	13	2	15
福祉相談センター	3	0	3
中部	6	2	8
西部	4	0	4

(2) 職員研修及び関係機関との連絡会等

女性相談及びDV相談に携わる職員の資質向上を目的とし、研修、会議等を実施しています。

名称		回数
女性相談支援センター（DV センター）新任職員研修		1
女性及び DV 相談担当者業務研究会		3
DV・女性相談支援担当者ネットワーク会議・事例検討会	東部圏域	4
	中部圏域	4
	西部圏域	2
配偶者等に対する暴力防止関係機関連絡会・研修会	県全域	1
DV被害者支援機関別 事例検討会 （助言者：精神科医）		6
女性相談支援員連絡協議会		3
女性相談支援センターと委託一時保護施設との連絡会		1
ステップハウスとの連絡会		2
鳥取市要保護児童対策地域協議会実務者会議		6

(3) 鳥取県DV予防啓発支援員活動事業

ア DV予防啓発支援員養成研修

学校・地域等でDVの予防啓発活動等を行うDV予防啓発支援員を養成しています。

イ デートDV予防学習会、DV予防研修の実施

養成研修受講後に支援員登録を行った方を、学校での学習会（デートDV予防学習会）や地域の研修（DV予防研修）の講師として派遣しています。

◎デートDV予防学習会等への支援員派遣状況（令和6年度：全県分）

延べ支援員派遣回数 133 回

学校関係	36 校
高等学校	18 校
中学校	12 校
特別支援学校	4 校
専修学校	1 校
高等専門学校	1 校

職域・地域等	1 回
教育委員会	1 回

※学校によって支援員の派遣人数が異なるため、派遣回数と実施校数は一致しない。

ウ DV 予防啓発支援員連絡会並びにフォローアップ研修会の開催

DV 予防啓発支援員の活動を支援するとともに支援員のスキルアップを目的に行っています。

会 議			実施回数
①	鳥取県DV予防啓発支援員フォローアップ研修会		1
②	DV 予防啓発支援員連絡会	県全域	1
		東部圏域	4
		中部圏域	3
		西部圏域	2

（４）女性に対する暴力防止キャンペーン

毎年11月12日～25日までの2週間を、「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間と定め、社会の意識啓発等女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化し、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図っています。

令和6年度、県立・市立図書館でのパネル展示やショッピングモールでの啓発活動を行いました。

Ⅳ 東部知的障害者更生相談所の概要

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法第 12 条に基づき都道府県に設置されている機関です。また、法律上、広域的見地に立った専門的な機関であることが要請されています。

【体制】

医師（非常勤）、心理判定員、知的障害者福祉司などが勤務しており、知的障がいに対する相談や療育手帳の判定業務を行っています。

【設置場所】

東部の福祉相談センター、中部、西部の総合事務所県民福祉局に併設する形で設置されており、圏域の市町村と連携を図っています。

【具体的な業務】

知的障害者更生相談所は療育手帳の判定を行うとともに、援護の実施者である市町村と連携し、地域の知的障がい者とその家族の全般的な生活支援等を行っています。

また、保健・医療・福祉・教育・就労の幅広い関係機関との連携（専門性の確保や体制の整備、地域のネットワーク化の推進）に係る役割を担っています。

相談判定業務	(1) 知的障がい者又は家族からの専門的な相談に応じ、必要な支援を行う。 (2) 療育手帳の判定（医学的、心理学的及び社会的診断） (3) 巡回相談（施設入所者等の療育手帳判定） (4) 強度行動障がい者入居等支援事業に関する判定 (5) 判定結果証明書発行事務（警察、他県、他機関からの照会を含む）
市町村等への支援	(1) 専門的な判定 障害者総合支援法に基づき、市町村から、障害福祉サービスの支給や障害程度区分の決定に係る専門的な知見の求めがあった場合には、必要な技術的援助、助言等の支援を行う。 (2) 市町村職員を対象とした研修会等の開催。 (3) 市町村主催の個別ケア会議における専門的な助言、情報提供。 (4) 市町村主催の自立支援協議会における専門的な助言、情報提供。
圏域の関係機関との連携	(1) 地域生活定着支援センター、社会福祉協議会等圏域の関係機関との連携。 （会議での助言、情報共有、啓発研修講師）

区分	業務内容、目的	実績（件）			
		令和 4 年度		令和 5 年度	
①専門的相談指導業務	知的障がい者の相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの。	14		14	
②療育手帳の判定	保健所等の療育手帳交付に係る判定依頼に応じて、知的障がい者等の心理・医学判定、生育歴等に基づき総合的、継続的に判定を行う。	合計	197	合計	218
		来所	180	来所	196
		巡回(施設・家庭)	17	巡回	22
③強度行動障がい者入居等支援事業に関する判定	「鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業」の対象者の可否を判定する。	1		2	
④判定結果証明書発行	本人、保護者及び他県等の照会に対して判定結果を回答する。	36		55	

福祉相談センター利用のご案内

- 相談方法 来所、電話など様々な方法でお受けしています。
- 受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時15分（年末年始・祝祭日を除く）
ただし、緊急を要する児童虐待通告やDV被害者保護通報などは土日・祝祭日や夜間でも対応しています。
- 相談内容の秘密は固く守ります。
- 相談や検査はすべて無料です。

連絡先

〒680-0901 鳥取市江津 318-1

T E L 0857-23-1031（代表）

F A X 0857-21-3025

E-mail fukushisodan@pref.tottori.lg.jp

子どもの相談（中央児童相談所）

こんな時にはご相談ください。

- ・子どもへの虐待について相談したい。
- ・子どもが学校に行きたがらない。
- ・子どもを育てることができない。
- ・子どもの暴力などに悩んでいる。
- ・発達の遅れの疑いがある。
- ・子どものしつけに悩んでいる。
- ・その他子どもに関する様々な相談

こども相談専用ダイヤル 0857-29-5460

（児童相談員受付）月～金 午前8時30分から午後5時

ヤングケアラー相談窓口

- 受付時間 平日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時30分

電話 0857-29-5460

※上記以外の時間帯は、いじめ110番（TEL：0857-28-8718）にて受け付けています。（県教育委員会いじめ・不登校総合対策センター）

- 鳥取県ヤングケアラー支援サイト <https://www.pref.tottori.lg.jp/yc/>



女性の相談（女性相談支援センター・配偶者暴力相談支援センター）

こんな時にはご相談ください。

- 家庭内の問題に悩んでいる。
- 配偶者、恋人などからの暴力（DV）に悩んでいる。
- 夫婦、男女関係に悩んでいる。 • ストーカーの被害に悩んでいる。
- 職場や近所などの人間関係に悩んでいる。
- その他、どうしたらよいか、誰に相談したらよいかわからないとき

女性相談専用ダイヤル ０８５７－２７－８６３０

（女性相談支援員受付）月～金 午前８時３０分から午後５時１５分

〔参考〕DV夜間休日電話相談 ０８５８－２６－９８０７

女性相談専用メールアドレス fsc_jyoseisodan@pref.tottori.lg.jp

知的障がいに関する相談（東部知的障害者更生相談所）

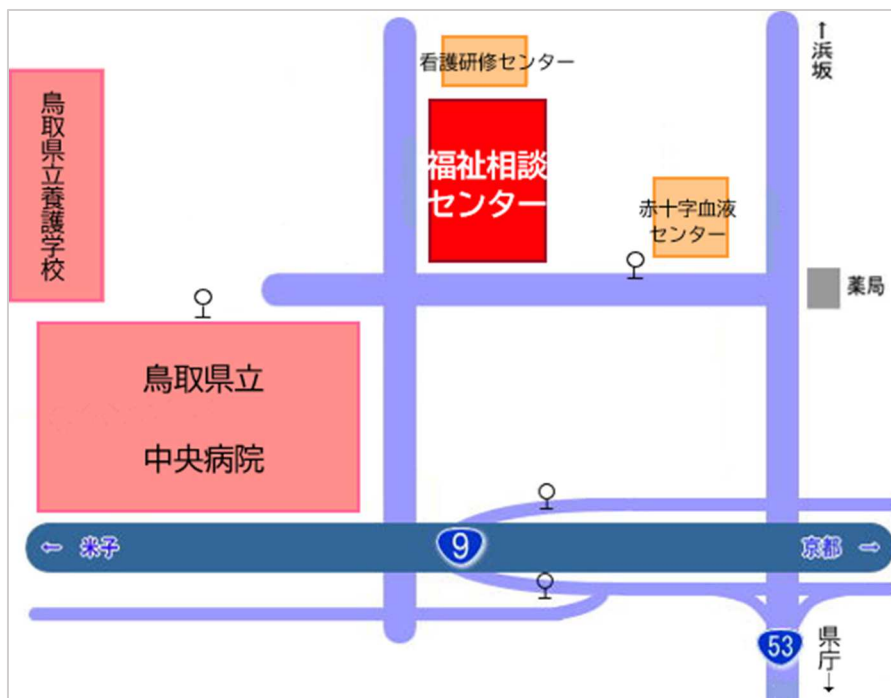
１８歳以上の知的障がい者及びそのご家族などを対象として相談をお受けしています。１８歳以上の方の療育手帳の更新手続きは下記の電話番号までご連絡ください。

電話 ０８５７－２３－６２１８

（受付）月～金 午前８時３０分から午後５時１５分

福祉相談センター案内図

〒680-0901 鳥取市江津 318-1





業 務 の 概 要

発行：鳥取県福祉相談センター

〔 鳥 取 県 中 央 児 童 相 談 所
鳥 取 県 女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー
鳥 取 県 東 部 知 的 障 害 者 更 生 相 談 所 〕

（令和7年11月発行）